別記様式を次のように改める。

別記様式（第一条関係）

黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書交付申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

申請者　氏名又は名称及び代表者氏名
住所

下記の炭素電極は、黒鉛化の工程を経て製造したものでないため、黒鉛電極に対して課する不当廉売関税に関する政令第１条第１項第１号の証明書の交付を受けたく、黒鉛電極に対して課する不当廉売関税に関する政令第１条第１項第１号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の発給に関する省令第１条の規定に基づき申請します。

記

貨物名：
製造業者名：
製造業者の住所：
輸出者名：
輸出者の住所：
輸入の時期：　年　月　日
輸入港名：
輸入数量：　MT　輸入金額：　円
仕入書番号：

証明書

番　号
年　月　日

経済産業大臣　印

上記申請に係る炭素電極は黒鉛化の工程を経て製造したものでないことを証明する。

（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年七月三日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

その他告示

○内閣府告示第百七号

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域を次のとおり指定したので、同条第五項の規定により公示する。

なお、南海トラフ地震防災対策推進地域を指定した件（平成二十六年内閣府告示第二十一号）は、廃止する。

令和七年七月二日

内閣総理大臣　石破　茂

南海トラフ地震防災対策推進地域

都府県名	区域
茨城県	水戸市、日立市、ひたちなか市、鹿嶋市、神栖市、鉾田市、東茨城郡大洗町及び那珂郡の区域
千葉県	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡長生村、同郡白子町、夷隅郡御宿町及び安房郡の区域
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村の区域
神奈川県	横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、三浦郡、高座郡、中郡、足柄上郡及び足柄下郡の区域
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡及び南都留郡の区域
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、塩尻市、南佐久郡川上村、同郡南牧村、諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡、木曽郡上松町、同郡南木曽町、同郡王滝村、同郡大桑村及び同郡木曽町の区域
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡及び可児郡の区域
静岡県	全域
愛知県	全域
三重県	全域
滋賀県	全域
京都府	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡及び相楽郡の区域
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡、豊能郡豊能町、泉北郡、泉南郡及び南河内郡の区域